

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
袋井市	山梨・宇刈地区	令和3年3月16日	令和6年3月18日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	369ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	210ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	43ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	20ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	19ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	26.0ha
(備考)	

- 注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
 注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

市北部の地域拠点となる上山梨地区を中心に、土地区画整理事業や主要幹線道路の基盤整備により北部地域の拠点として市街地が形成されている。また、宇刈丘陵や宇刈川を中心に豊かな自然環境や田園の農の風景が広がり、水稻の生産が盛んな地域である。現在、20名の認定農業者が営農しているが、「農業者の高齢化」「若い世代の従事者不足」が顕著である。また、地域内の農地、特に水田につきましては、担い手への集積が70%程度進んでいる。

【アンケート結果(回答数142件)】
 ①70歳以上74人(52%)、②後継者がいない耕作者54人(76%)、③10年後の営農:農業をやめる17人(22%)

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

水田の利用状況は、作付面積195haのうち135ha(69%)が中心経営体4件が担っている。水田の適正な維持管理を図るため、引き続き担い手となる農業者への集約を推進する。

茶園については、中心経営体である認定農業者5件が中心となり、集積・集約を進める。

温室メロンについては認定農業者7件が中心となって営農を行うとともに、空き温室が発生した際には持ち主の意向を確認し借り受け可能な農業者への集約を推進する。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地中間管理機構の活用方針

経営農地の集約化を目指すため、農地の貸し借りについては基本的に農地中間管理機構の活用を進める。
また、農業者の負担軽減を図るため、利用権から機構への切り替えを推進する。

基盤整備への取組方針

農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、水田の大区画化・汎用化等の基盤整備を検討する。
特に、下山梨地域については、引き続き優良な農地として活用するため、基盤整備(大区画化、用排水・暗渠整備等)の実施に向け検討を行うとともに、担い手への集積・集約を図る。

鳥獣被害防止対策の取組方針

有害鳥獣対策については、地元猟友会を中心に駆除を進めるとともに、市補助制度を活用し電気柵の設置など防除に努める。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。